

当文教厚生委員会に付託された案件については、6月23日、午後1時から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第53号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

放課後児童健全育成事業について、放課後児童クラブは現在18団体あるが、その中でも今回9つのクラブのみに家賃補助をするが、何を基準に補助しているのか。また、地域ごとで支援に偏りが出てしまうのではないかとに対し、

放課後児童クラブの家賃補助は、借用物件のものが対象となっており、自己所有のものについては、固定資産税の減免で対応しています。しかし、公平性の観点から、自己所有物件についても現在検討しているところです。今後も各団体と密に情報共有をし、公平な支援に努めていきます。とのこと。

家賃補助の基準は何に基づいて決められているのか。このまま変更する考えはないのか。とに対し、

今回の補助基準は、現行制度の10万円に基づいており、各施設の面積に対して、施設定員を割り出し、家賃補助の限度額を決めています。今後、社会情勢によっては、臨機応変に対応していきます。とのこと。

補助を受ける団体には、決算や事業計画など、監査を実施していく必要があると考えるがいかがか。とに対し、

運営団体に対しては、決算や事業報告書に基づき、内容のチェックを行っています。また、新制度でもチェック機能が義務付けられており、さらに適正な運営指導に努めていきます。とのこと。

福祉ふれあいプールの軒下パネル取替工事について、安全性を考慮し、専決処分など早期対応が必要だったのではないかとに対し、

施設を調査したところ、今回パネルの落下が生じた箇所以外にも、修繕の必要な箇所が広範囲であると判明し、多額の費用が見込まれたため、補正予

算で対応することとしたものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第54号、57号及び59号の3議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。